

議案第27号

学校における働き方改革プランについて

静岡市教育委員会「学校における働き方改革プラン」を、次のとおり策定する。

令和4年3月11日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 これまでの国の動きや前プランの取組成果や課題を踏まえ、さらに教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童・生徒の資質・能力の向上を図るため、新たな学校における働き方改革プランを策定しようとするものである。

静岡市教育委員会



学校における 働き方改革プラン

R4～R8

～笑顔あふれる 魅力あふれる学校をめざして～

静岡市教育委員会

令和4年4月



目次

第1章 プランの概要

- 1 策定の趣旨
- 2 働き方改革プランの目的
- 3 働き方改革プランの位置づけ
- 4 働き方改革プランの期間
- 5 働き方改革プランの対象
- 6 プランの着実な推進に向けて

第2章 これまでの取組と成果

第3章 基本的な方針

- 1 方向性
- 2 目的
- 3 目標
- 4 役割
- 5 プランの見直し
- 6 プランの4つの方針
 - 方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し
 - 方針2 事務業務の軽減
 - 方針3 指導体制の整備
 - 方針4 時間管理の徹底

第1章 プランの概要

1 策定の趣旨

情報化やグローバル化等の社会の変化が人間の予測を超えて進展することが指摘され、社会のあり方が劇的に変わる Society5.0 の到来が予測されています。

このような中で、学習指導要領が改訂され、これからの時代を生き抜く子供たちに必要となる資質・能力を確実に備えることのできる学校教育の実現に向けて、教育課程が大きく変わろうとしています。

こうした中、平成31年1月の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」や3月の「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」において、学校における働き方改革に関する取り組むべき方策が示され、必要となる取組の徹底が求められています。また、令和元年12月には、「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、本市においても条例・教育委員会規則等の改正を行い、「静岡市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を、令和3年4月より施行しました。

平成30年度より「静岡市教育委員会学校における働き方改革プラン」を実施して参りましたが、こうした国の動きや本市のこれまでの取組成果や課題を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組のさらなる推進を図るため策定するものです。

2 働き方改革プランの目的

教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ることです。

3 働き方改革プランの位置づけ

本方針は、静岡市教育振興基本計画における「静岡型教員多忙解消プログラムの推進」の具体的な取組を示すものです。

4 働き方改革プランの期間

令和4年度から令和8年度の5年間とします。

※終了時期は第3期静岡市教育振興基本計画の中間年度（令和8年度）に合わせます。

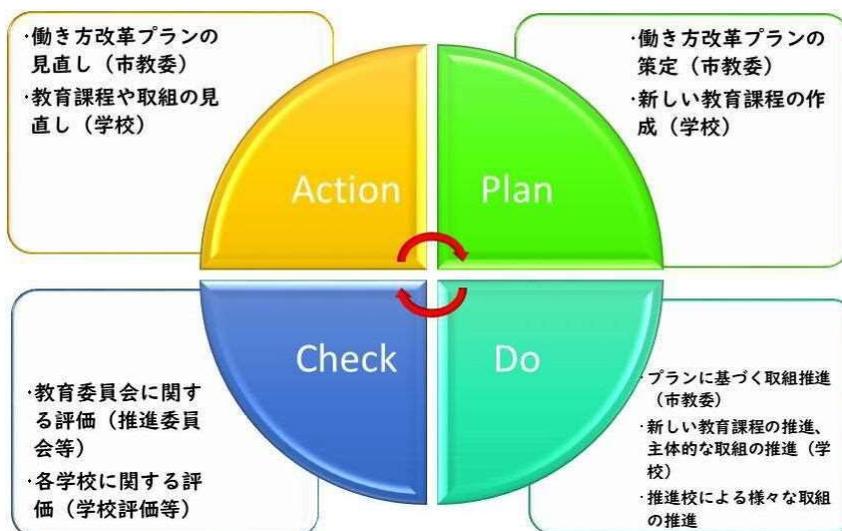
5 働き方改革プランの対象

静岡市の市立小・中学校、高等学校の教職員を対象とします。

※本プランの各事項につきましては、市立学校のうち主に小・中学校を対象としておりますが、市立高等学校については、校種の違い等に留意をしつつ、対応をお願いします。

6 プランの着実な推進に向けて

- (1) PDCAサイクルの考えに基づいて、学校と教育委員会が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら各取組を推進していきます。
- (2) 本方針の取組状況や目標の達成状況等を踏まえ、「学校における働き方改革プラン推進委員会」において、有識者等の意見を参考にしながら評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図る等、次年度以降の取組推進につなげます。



第2章 これまでの取組と成果

平成24年度に設立された「静岡市教職員倫理向上委員会」において、「働きやすい職場環境づくり」「教職員の多忙解消の方策」について議論がされてきました。平成29年12月26日文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」を受け、静岡市教育委員会では、時間外勤務の削減に向けた業務改善方策の有効性について、「学校における働き方改革プラン推進委員会」を立ち上げ、平成30年4月1日に「学校における働き方改革プラン」（平成30年度～令和3年度）を策定しました。

【これまでの取組】

◆静岡市教職員倫理向上委員会（H24年度～H28年度）

◆学校における働き方改革プラン推進委員会（H29年度～）

- ・学校における働き方改革プラン策定（H29年度）
- ・校務支援システムの導入（H29年度・30年度～）



○「学校における働き方改革プラン」実施（H30年度～R3年度）

- ・学校に日直を置かなくてもよい日実施（H30年度～）
- ・校務支援システムによる出退勤管理実施（R1年度～）
- ・「静岡市立中学校部活動ガイドライン」全面实施（R1年度～）
- ・普通教室のエアコン設置（R1：小学校、R2：中学校）
- ・スクール・サポート・スタッフの配置（R1：9校、R2：38校、R3：全校配置）
- ・推進協力校による実践研究（H30年度～R1年度：西奈中、清水第四中 R2年度～麻機小・清水第五中）、好事例の紹介等
- ・勤務時間外電話対応時間の設定（R2年度～）
- ・「静岡市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」策定（R2年度）
- ・「学校における働き方改革」新プランを策定（R3年度）

【成果】

★現行の「学校における働き方改革プラン」をもとに、総合的に事業を推進した結果、長時間労働対象者（勤務時間外が100時間1か月、80時間2か月、45時間3か月連続した者）の割合が着実に減少しています。

H29 26.5% → H30 24.8% → R1 17.7% → R2 9.0%

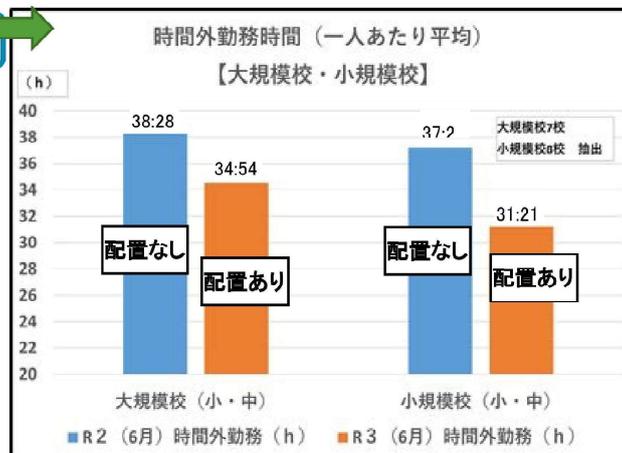
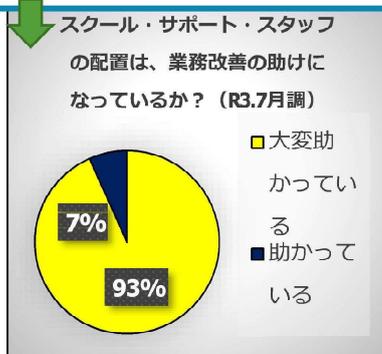
※R1、R2は新型コロナウイルス感染症による休校措置及び行事等見直しの影響を含む



★令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による例年とは異なる学校運営の中で業務を削減せざるを得なかったが、子どもたちの学びを妨げることが無いよう、各学校で工夫を凝らし、教育課程を見直す機会となりました。想定していなかったコロナ禍の中で見えてきたことを大切にしながら教育委員会としても、業務分担の見直しや適正化を働きかけてきました。

★令和3年度は、スクール・サポート・スタッフを全校に配置し、教員でなくてもできる業務分担の見直しや適正化を意識しながら、子どもと向き合う時間を増やし、教育の質の向上と長時間労働対象者をさらに削減する取り組みを進めています。

スクール・サポート・スタッフ配置による成果



★主な取組と成果

1 校務支援システムの活用

新学習指導要領に対応した指導要録や通知表の様式の設定や、学校現場のニーズに応じた改善を行った。

校務支援アンケート比較（年間一人当たり平均）

業務内容	H29(導入前)	R2	削減時間
評定の算出・入力等	189時間33分	117時間5分	72時間28分▽
通知表の作成等	175時間15分	131時間16分	43時間59分▽
指導要録の作成	179時間57分	114時間33分	65時間24分▽

2 時間管理の徹底

①スクール・サポート・スタッフの配置

年度	H30	R1	R2	R3
配置校	—	9	38	123

R1 9月～管理職の業務環境の整備のため

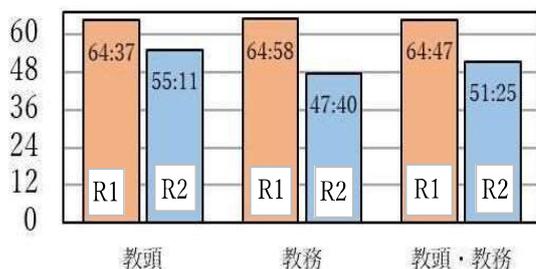
R3～全教員の事務的補助のため全校配置

②勤務時間外の電話対応（R2～）

市の標準時間を設定（9割導入済）

	朝	夕方
小学校	7:45～	～18:00
中学校		～18:30

スクールサポートスタッフ配置校の
時間外勤務時間（教頭・教務）の比較



R1: 週10時間配置、R2: 週20時間配置



【スクール・サポート・スタッフ】
給食配膳の補助をしている様子

学校運営の中核である教頭・教務主任の業務が整理され、時間外勤務時間が減少

③「日直を置かなくてもよい日」の設定

・夏季4日間及び冬季2日間

R2実績（夏季）全4日間実施：124校、期間中休暇等取得率：98%、
全職員（100%）取得：49校、90%以上の職員取得：115校

3 推進協力校による実践研究

H30～R1 西奈小・清水第四中

実践事例：長時間の職員会議（年6回）を廃止、隔週の打ち合わせに（30分程度）
職員会議や打ち合わせのペーパーレス化（S.kom掲示板等の利用）

R2～ 麻機小・清水第五中

実践事例：コロナ影響による行事等の大幅な見直し（削減及び縮減）
学校応援団やスクサポなどの地域人材の積極的な活用

第3章 基本的な方針

1 方向性

教育課程の見直しにも踏み込んだ新しい働き方改革！（静岡型働き方改革）

※この「教育課程の見直し」については、児童生徒が学ぶ内容を単に削減する、ということではなく、子どもたちが身に付ける力の育成に必要な教育内容は維持しつつ、短時間での集中・効率的な学びを目指していく趣旨です。むしろ、GIGA 一人一台端末等を活用しながら、これからの時代に求められる学びのための授業等の在り方を考える契機と考えます。

2 目的

教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る

（1）目指す子どもの姿（アウトカム）

指標	目標値（令和8年度）	参考値（令和3年度）
学校に行くのは楽しいですか	85%	小：83.0% 中：79.5%
友達と協力するのは楽しいと思いますか	95%	小：93.5% 中：92.0%
自分には良いところがありますか	80%	小：77.2% 中：78.1%
人が困っているときに進んで助けていますか	90%	小：88.2% 中：88.9%
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか	80%	小：74.2% 中：76.4%
英語の勉強は好きですか	75%	小：71.7% 中：62.3%
国語の授業の内容はよく分かりますか	85%	小：81.6% 中：78.4%
算数・数学の授業の内容はよく分かりますか	85%	小：83.1% 中：75.8%

※学力・学習状況調査における児童生徒質問紙による回答より

（2）目指す地域との姿（アウトカム）

指標	目標値（令和8年度）	参考値（令和2年度）
地域住民等との連携・協働実現度	100%	82%
学校が必要とする支援活動の実現度	100%	77%

※教育総務課から学校へ依頼している『地域学校協働活動推進事業における意識調査』の質問項目より

（3）目指す教員の姿（アウトカム）

指標	目標値（令和8年度）	参考値（令和3年度）
自分の仕事にやりがいを感じている教員の割合	—	—
「子供と向き合う時間」や「指導準備時間」が十分確保できていると感じている教員の割合	—	—
心と体の健康が保たれていると感じている教員の割合	—	—

※S.kom アンケートから



3 目標

時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内にすることを目指して

本プランに基づく学校における働き方改革の推進により、プラン最終年度（令和8年度）に目指す姿・最終目標及び中間年度（令和6年度）の中間目標は次のとおりとします。

（1）最終年度（令和8年度）に向けての「最終目標」（アウトプット）

目標指標	目標値（令和8年度）	参考値
時間外在校等時間【月45時間】を超える教職員の割合	0%	43.1% (R3・6月)
年次有給休暇の年間平均取得日数	16日	14.1日 (R2)
高ストレス者（総合リスク100以上の割合）	7%未満	9.7% (R2)

※教職員課調査より

（2）中間年度（令和6年度）までの「中間目標」（アウトプット）

目標指標	目標値（令和6年度）	参考値
時間外在校等時間【月80時間】を超える教職員の割合	0%	6.9% (R3・6月)
時間外在校等時間の【月平均値45時間】を超える学校の割合	0%	34.1% (R3・6月)
校内での業務改善（教育課程の見直し等）に取り組んでいる学校の割合	100%	小：97.6% (R3) 中：94.6% (R3)

※教職員課調査より ※「業務改善」の項目は学力・学習状況調査における学校質問紙による回答より

4 校長・教育委員会の役割

校長の役割	教育委員会の役割
① 学校における働き方改革の推進 （教育課程の見直し・実践）	① プランの作成と推進 （推進委員会の運営・市の取組推進）
② 時間外在校等時間の管理	② 各学校の時間外在校等時間の把握
③ 時間外在校等時間を超える職員への対応 全職員の業務実態と健康状態の把握	③ 上限時間を超える職員が多い学校に対する指導助言

5 プランの見直し

	プランの進捗	教職員課	市内小・中・高等学校
令和4年度	プランの基礎期	<ul style="list-style-type: none"> プランの周知 実践校による発表 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の教育課程の洗い出し 中間目標を意識しながら可能なことを実践
令和5年度 ～ 令和7年度	プランの充実期	<ul style="list-style-type: none"> 好事例の紹介 実践校による発表 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の作成 中間目標・最終目標を意識しながら可能なことを実践
令和8年度	プランの深化期	<ul style="list-style-type: none"> プランの検証 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の実践

指導体制の整備
PDCAサイクル

6 プランの4つの方針

- 方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し
- 方針2 事務業務の軽減
- 方針3 指導体制の整備
- 方針4 時間管理の徹底



方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し

①	新規	働き方改革を意識した教育課程の見直し・実践及び好事例共有	各学校・教職員課
---	----	------------------------------	----------

○下記②の働き方改革推進校の実践等を参考に、働き方改革を意識、見直しを行った各校の教育課程の実践及び好事例を共有することで、各学校の「働き方改革を意識した教育課程」の見直しを毎年繰り返し行っていくことで、令和8年度には、どの学校においても、働き方改革の要素が十分に入った教育課程の完成を目指します。また、教師が子どもたちと関わる時間が増えることで、質の高い教育が行われ、さらに楽しい学校生活が送れるようにしていきます。

②	拡大	働き方改革推進校による実践・発表	推進校・教職員課
---	----	------------------	----------

○令和4年度より働き方改革における様々なテーマを絞りながら推進校による実践を行い、効果のあった実践を各学校に伝えていきます。令和8年度にはどの学校においても、働き方改革を意識した教育課程が進み、教師が子どもたちと関わる時間が増えることで質の高い教育が行われ、さらに楽しい学校生活が送れるようにしていきます。

③	継続	静岡型小中一貫教育の教育課程の編成（教科の系統性、行事の見直し）	学校教育課
---	----	---	-------

○静岡型小中一貫教育の教育課程を編成することで、グループ校で行事等の精選や、準備を含めた時数の適正化を進めることができ、教職員が子どもと向き合う時間を生み出すこととなります。その結果、子どもたちにとっては、学習や生活の相談ができる時間が増えます。静岡型小中一貫教育は、令和4年度に全市一斉にスタートし、令和5年度以降は内容の見直しや改善を進めていきます。

④	新規	静岡型 ICT 教育の推進（学習用端末を活用した授業づくり）	教育センター
---	----	---------------------------------------	--------

○令和4年度中の chromebook 端末配備など、ICTを導入し、活用することにより、教員の授業の質の向上を図り、学習が苦手な子のつまずき始めを見つけたり、得意な子がもっと進んだ内容を学習できたりする等、子ども一人一人の学習状況に応じた、より効果的な指導を実現します。また、学習のデータの積み上げにより授業の準備や学習評価等にかかっていた時間の削減にもつなげていきます。これらの施策により令和8年度にはどの学校においても、勉強が好きな子どもが増えるようにしていきます。

施策	時期等
児童・生徒の学習用端末と教員用端末の段階的配備	令和4年8月までに市内小中学生及び正規教員への配備
静岡市 GIGA スクール運営支援センターの新設	令和4年度新設
ICT 支援員による学校支援	令和3年度より配置
校内における中核となるリーダーの育成	年7回の研修会の実施

⑤	拡大	小学校高学年における教科担任制（英語）	教職員課・学校教育課
---	----	----------------------------	------------

○教員の専門性を生かした指導により教育の質の向上を図るとともに、学級担任の負担軽減を図る「教科担任制」の導入に向けた検証を進めます。令和4年度は、小学校高学年の英語の教科担任制を取り入れます。小学校に英語専科の教員が配置されることで、ALTやGETとの連携が円滑になり、学級担任の打合せや英語の教材研究、授業準備の時間削減につながります。その結果、子どもたちにとっては、授業時間中以外にも学級担任と関わる時間が増えます。

⑥	拡大	コミュニティ・スクール導入の推進	教育総務課
---	----	-------------------------	-------

○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入により、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校づくり」を進めます。学

校と地域が目標、学校運営の基本方針を共有し、多様な教育活動、質の向上、教育課程の見直し等、有意義な協働につなげていきます。地域住民等が学校教育に参画することで、子どもたちの教育活動が充実します

⑦	新規	「リフレッシュ・デイ」と教育の質の向上	教職員課
---	----	----------------------------	------

○年間数回、授業を午前中で終了する「リフレッシュ・デイ」を設定し、児童・生徒が自宅等で家庭学習等にじっくり取り組むことができる時間を作ります。教員は、教材研究等に充てることで、心のゆとりをもって子どもにじっくりと向き合う時間を増やすことができ、さらなる教育の質の向上を目指します。令和4年度より、推進校で効果検証を、令和5年度以降に可能な学校から実施していきます。令和8年度に向けて、子どもたちが授業の中で活躍し、考えを深めたり、広げたりすることがさらにできるようにしていきます。

R4	R5
推進校で 効果検証	実施予定

⑧	継続	授業時数の整理	学校教育課
---	----	----------------	-------

○毎年の教育課程編成において、適正な授業時数となるよう、教育課程ヒアリング等で指導することで、教員の教材研究や授業準備の時間を確保します。その結果、子どもたちにとっては、分かりやすい授業を受けることができ、学力定着につながります。

⑨	継続	校内・校外研修の見直し	教育センター
---	----	--------------------	--------

○研修の精査・精選を行うとともに、長期休業中における「日直を置かなくてもよい日」の設定等を意識した研修日程を設定します。また、校外研修参加に伴う距離的・時間的負担の軽減を図るため、令和3年度より遠隔システムを活用した校外研修について検討・試行し、研修効果の有効性が認められるものについて導入を目指します。それによって各学校では教員の負担が減り、子どもへ向かう時間や心の余裕が生まれ、子どもが楽しく学校生活を送れるようになります。



方針 2 事務業務の軽減

①	拡大	校務支援システムの活用	教育センター
---	----	-------------	--------

○校務作業軽減として平成30年4月から全小・中学校に導入された校務支援システムによって、教職員が行う成績処理、出席統計、学籍管理、指導要録作成等に係る一連の事務処理をシステム化し、児童生徒の通算9年間の情報を電子化することができました。市で一元管理したことで、効率的な事務が可能となり、事務業務の軽減につながってきました。令和5年度の更改により、校務支援システムの有効活用に努め、さらなる事務業務の軽減を目指していきます。

②	継続	スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の配置	教職員課
---	----	----------------------------	------

○スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）を適正に配置することで、教員が子どもの指導に集中できる環境を整え、子どもと向き合う時間を増やします。令和8年度に向け、本事業を通して、子どもたちが授業にさらに活躍したり、友達と協働することを楽しんだりすること、また、自己肯定感を高めたり、思いやりの気持ちを高めたりするなど、様々な教育効果を期待しています。また、教員の長時間勤務の改善を目指します。

R1	R2	R3	R4
9校配置	38校配置	全校配置	全校配置 (予定)

※教員業務支援員：学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年8月23日）に定められた。【※第65条の7：教員業務支援員（＝スクール・サポート・スタッフ）は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する】

③	新規	欠席連絡のデジタル化のための整備	教育センター
---	----	------------------	--------

○令和3年度後期より欠席連絡のデジタル化のためのシステム導入に向けた調査・研究を行い、整備について検討します。このシステムにより、欠席連絡に係る対応の効率化を図ります。

④	新規	教材の保存・共有による授業準備の削減	教育センター
---	----	--------------------	--------

○OGIGA スクール構想による児童生徒への一人一台の端末配付と教員用端末の配備により、これまで時間をかけて作成していた教材・教具の一部を端末で作成し提示することができます。また、作成した教材・教具を市内教員同士が共有することも可能になります。令和8年度までに、効果的な教材の作成・掲示・保存・共有等の方法の研究を行い、整備していくことで、教員の多忙解消への効果が期待されます。

⑤	継続	教員、事務職員の標準的な業務の明確化	教職員課
---	----	--------------------	------

○これまで学校・教職員が担ってきた業務、担っている業務について、総合的に検証を行い、学校が担うべき業務の明確化・適正化を図るとともに、年齢、職階、校種等に応じた新たな取組や支援について検討します。

⑥	拡大	共同学校事務室の設置	教職員課
---	----	------------	------

○各校における円滑な学校運営の推進と地域や保護者からの要望に応える学校を実現するために共同学校事務室の設置を目指しています。より一層の事務量の平準化及び教職員の事務負担軽減の推進に努めていきます。



方針3 指導体制の整備



①	継続	静岡市型 35 人学級の実施	教職員課
---	----	----------------	------

○本市では、令和2年度より国に先駆けて小・中学校の全学年で35人学級編成を完全実施しており、学習面や生活面での効果が表れています。今後も子ども一人ひとりに寄り添う体制を研究していきます。

②	拡大	持続可能な部活動システムの構築	学校教育課
---	----	-----------------	-------

○「静岡市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動の適切な運営や外部人材の活用により、指導の質的向上及び長時間勤務等の改善を目指します。また、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（令和2年9月文部科学省）」の推進に向け、部員数や部活動数の減少、顧問教員の負担軽減等、本市における課題改善のための取組を実施していきます。令和3年度から、部活動を学校単位から地域単位で行う「エリア制部活動」についての実践研究を進めています。

③	拡大	家庭や地域との連携・協働の推進（学校応援団・放課後子ども教室等）	教育総務課・市P連
---	----	----------------------------------	-----------

○学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働する体制を整えていきます。令和8年度までに全ての中学校区に統括的な地域学校協働活動推進員や地域学校協働活動推進員を配置し、小中一貫教育の「よこのつながり」を強化し、児童生徒が地域の多様な人々とつながりながら、学びの質を高め

ることができるようにしていきます。統括的な推進委員等と連携することで、授業や様々な活動に必要な人材への連絡や調整等の時間削減にも役立っています。

④	拡大	特別支援学級支援の充実	特別支援教育センター
---	----	--------------------	------------

○集団の中で学ぶことが苦手な子どもたちが在籍している自閉症・情緒障害学級に非常勤講師を追加配置し、学習指導体制の充実を図ります。特別支援学級の新設等についても適正に行い、支援体制の充実を図ります。

⑤	継続	非常勤講師・支援員等の人的配置	教職員課・各課
---	----	------------------------	---------

○多様な専門性を持つ人材により、きめ細やかな指導・支援の充実を図り、教育の質の向上を目指していきます。

- ・主幹教諭軽減 ・小学校専科 ・小規模校小学校支援 ・免外解消 ・通級指導後補充
- ・小中サポート ・初任研後補充（拠点校方式・特例校方式） ・複式解消
- ・こころの教育支援 ・部活動外部顧問 ・部活動外部指導員 ・特別支援教育支援員
- ・小・中学校看護師 ・自閉症・情緒障害学級授業改善 ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー ・教育相談員 ・学校司書 等

⑥	拡大	キャリア・プランシートを生かした教師としてのキャリア設計	各学校・教育センター
---	----	-------------------------------------	------------

○「キャリア・プランシート」の作成・活用により、今のステージに応じた資質・能力への到達状況を把握するとともに、中長期的な視野で教師としてのキャリアを見据え、教員としての資質向上や見通しをもった将来設計の意識化を目指します。業務の精選や目的を意識した働き方によって、子どもが楽しく学校生活を送れるようにしていきます。

⑦	継続	人事評価制度に働き方の視点を入れたシステムの構築	各学校・教職員課
---	----	---------------------------------	----------

○教職員の資質向上と学校組織の活性化を目的とした教職員人事評価制度の中で、学校経営構想シートや自己目標シートに働き方改革の視点を盛り込むことで、教職員一人一人が働き方改革の視点をもって継続的に取り組んでいきます。1年間という期間のみならず、毎年継続していくことで、中長期的なスパンで働き方を意識し、令和8年度には、長時間労働対象者の割合0%を目指します。

方針4 時間管理の徹底

①	継続	「学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針」による意識改革	教職員課
---	----	-------------------------------------	------

○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正等を踏まえ、本市においても労務管理の重要性から条例、教育委員会規則の改正を行いました。この条例・規則に基づき策定された「静岡市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に照らした超過勤務時間の現状と留意点等を定期的に発信し、どの学校でも働き方改革が推進していけるよう努めていきます。



②	拡大	校務PCログイン時間による勤怠管理の推進	教職員課
---	----	----------------------	------

○校務支援システムにより教職員の勤務実態を客観的に把握し、本方針の検証や取組の改善に活かします。また、勤務時間管理を徹底し、タイムマネジメントを意識した働き方を推進します。

③	継続	教職員のメンタルヘルス対策推進	教職員課
---	----	-----------------	------

○教職員を対象とした精神科医によるメンタルヘルス相談や保健師相談の実施、また、ストレスチェックを踏まえた職場環境改善研修など、教職員の心身の健康保持増進に図ります。

④	継続	時間外の電話対応の時刻の設定・登校時刻等の検討	各学校・教職員課
---	----	-------------------------	----------

○家庭や地域の理解と協力のもと、電話対応の時間を原則、小学校は7：45～18：00、中学校は7：45～18：30を継続します。また、登校時刻等の設定については、校種や地域により実情が異なりますが、子どもの安全と教職員の勤務時間を考慮した時間設定を検討していきます。

⑤	継続	日直を置かなくてもよい期間の設定・年次有給休暇取得の促進	各学校・教職員課
---	----	------------------------------	----------

○長期休業中に「日直を置かなくてもよい日」（R1～）を全市一斉に行うことで、年次有給取得推進を図っていきます。本事業は浸透しつつありますが、今後も家庭や地域に対し、学校だより等で周知するとともに理解と協力を求めています。また、計画的な年次有給休暇の取得促進を周知し、令和8年度には、年次有給休暇の年間平均取得日数16日以上を目指します。

⑥	新規	1年単位の変形労働時間制の活用	教職員課
---	----	-----------------	------

○教職員の在校等時間の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した1年単位の変形労働時間制の効果的な運用方法について他都市の状況を踏まえながら検討を行います。

改訂版 全国の学校における働き方改革事例集 令和4年2月 文部科学省

 <p>https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_1.pdf 改訂版 全国の学校における働き方改革事例集(令和4年2月)(PDF 22.1MB)</p>	 <p>https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_2.pdf 改訂版 全国の学校における働き方改革事例集 Part1 (PDF 2.8MB)</p>
 <p>https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_3.pdf 改訂版 全国の学校における働き方改革事例集 Part2 (PDF 6.8MB)</p>	 <p>https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_4.pdf 改訂版 全国の学校における働き方改革事例集 Part3 (PDF 7.3MB)</p>

文部科学省から出されている「全国の学校における働き方改革事例集」です。大変参考になりますので、お読みいただき、各校の働き方改革に生かしてください。

学校における働き方改革「新プラン」取組一覧

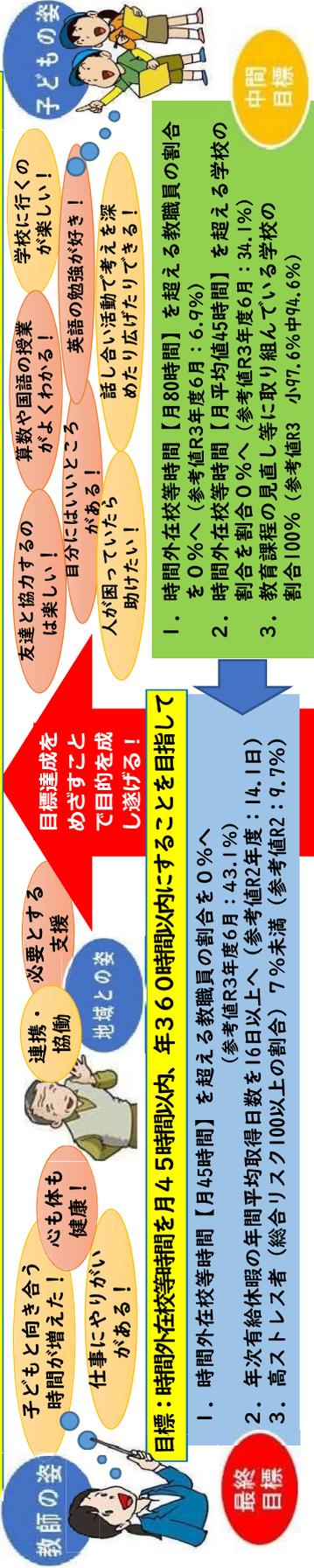
方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し			
①	新	働き方改革を意識した教育課程の見直し・実践及び好事例共有	各学校・教職員課
②	拡	働き方改革推進校による実践・発表	推進校・教職員課
③		静岡型小中一貫教育の教育課程の編成(教科の系統性、行事の見直し)	学校教育課
④	新	静岡型ICT教育の推進(学習用端末を活用した授業づくり)	教育センター
⑤	拡	小学校高学年における教科担任制(英語)	教職員課・学校教育課
⑥	拡	コミュニティ・スクール導入の推進	教育総務課
⑦	新	「リフレッシュ・デイ」と教育の質の向上	教職員課
⑧		授業時数の整理	学校教育課
⑨		校内・校外研修の見直し	教育センター
方針2 事務業務の軽減			
①	拡	校務支援システムの活用	教育センター
②		スクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)の配置	教職員課
③	新	欠席連絡のデジタル化のための整備	教育センター
④	新	教材の保存・共有による授業準備の削減	教育センター
⑤		教員、事務職員の標準的な業務の明確化	教職員課
⑥	拡	共同学校事務室の設置	教職員課
方針3 指導体制の整備			
①		静岡市型35人学級の実施	教職員課
②	拡	持続可能な部活動システムの構築	学校教育課
③	拡	家庭や地域との連携・協働の推進(学校応援団・放課後子ども教室等)	教育総務課・市P連
④		特別支援学級支援の充実	特別支援教育センター
⑤		非常勤講師・支援員等の人的配置	教職員課
⑥	拡	キャリア・プランシートを生かした教師としてのキャリア設計	各学校・教育センター
⑦		人事評価制度に働き方の視点を入れた生かすシステムの構築	各学校・教職員課
方針4 時間管理の徹底			
①		「学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針」による意識改革	教職員課
②	拡	校務PCログイン時間による勤怠管理の推進	教職員課
③		教職員のメンタルヘルス対策推進	教職員課
④		時間外の電話対応の時刻の設定・登校時刻等の検討	各学校・教職員課
⑤		日直を置かなくてもよい期間の設定・年次有給休暇取得の促進	各学校・教職員課
⑥	新	1年単位の変形労働時間制の活用	教職員課

静岡市教育委員会 学校における働き方改革プラン」R4～R8

概要版

～笑顔あふれる 魅力あふれる学校をめざして～

目的：教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る



◆H30～R3プランでの主な取組

- 校務支援システムの導入
- スクール・サポート・スタッフの全校配置
- 長期休業期間における「日直を置かなくてよい」設定
- 勤務時間外電話対応時間の設定
- 推進校による実践研究
- 学校による好事例の紹介

★長時間労働対象者 (勤務時間が100時間1か月、80時間2か月、45時間3か月連続した者) の割合が着実に減少しています。
H29 26.5% →H30 24.8%
→R1 17.7% → R2 9.0%

4つの方針 ～教育課程の見直しにも踏み込んだ新しい働き方改革～

※この「教育課程の見直し」については、児童生徒が学習内容を単に削減する、ということではなく、子どもたちが身に付ける力の育成に必要な教育内容は維持しつつ、短時間での集中・効率的な学習を目指していく趣旨です。むしろ、G5A一人一台端末等を活用しながら、これからの時代に求められる学びのための授業等の在り方を考える契機と考えます。

1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し	2 事務業務の軽減	3 指導体制の整備	4 時間管理の徹底
① 新 働き方改革を意識した教育課程の見直し・実践及び好事例共有	① 拡 校務支援システムの活用	① 静岡市型35人学級の実施	① 「学校の教育職員の間外在校等時間」に関する方針」による意識改革
② 拡 働き方改革推進校による実践・発表	② スクール・サポート・スタッフ (教員業務支援員) の配置	② 拡 持続可能な活動システムの構築	② 校務PCログイン時間による勤怠管理の推進
③ 静岡型小中一貫教育の教育課程の編成 (教科の系統性、行事の見直し)	③ 欠席連絡のためのデジタル化のための整備	③ 拡 家庭や地域との連携・協働の推進 (学校応援団・放課後子ども教室等)	③ 教職員のメンタルへ
④ 新 静岡型ICT教育の推進 (学習用端末を活用した授業づくり)	④ 教材の保存・共有による授業準備の削減	④ 特別支援学級支援の充実	④ 時間外の電話対応の時刻の設定・登校時刻等の検討
⑤ 拡 小学校高学年における教科担任制 (英語) コミュニティ・スクール導入の推進	⑤ 教員、事務職員の明確な業務の確立	⑤ 非常勤講師・支援員等の人的配置	⑤ 日直を置かなくてもよい期間の設定・年次有給休暇取得の促進
⑦ 新 「リフレッシュ・デイ」と教育の質の向上	⑦ 共同学校事務室の設置	⑦ 拡 キャリア・プランシートを生かした教師としてのキャリア設計	⑦ 1年単位の變形労働時間制の活用
⑧ 授業時数の整理			
⑨ 校内・校外研修の見直し			

重点



1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し	2 事務業務の軽減	3 指導体制の整備	4 時間管理の徹底
① 新 働き方改革を意識した教育課程の見直し・実践及び好事例共有	① 拡 校務支援システムの活用	① 静岡市型35人学級の実施	① 「学校の教育職員の間外在校等時間」に関する方針」による意識改革
② 拡 働き方改革推進校による実践・発表	② スクール・サポート・スタッフ (教員業務支援員) の配置	② 拡 持続可能な活動システムの構築	② 校務PCログイン時間による勤怠管理の推進
③ 静岡型小中一貫教育の教育課程の編成 (教科の系統性、行事の見直し)	③ 欠席連絡のためのデジタル化のための整備	③ 拡 家庭や地域との連携・協働の推進 (学校応援団・放課後子ども教室等)	③ 教職員のメンタルへ
④ 新 静岡型ICT教育の推進 (学習用端末を活用した授業づくり)	④ 教材の保存・共有による授業準備の削減	④ 特別支援学級支援の充実	④ 時間外の電話対応の時刻の設定・登校時刻等の検討
⑤ 拡 小学校高学年における教科担任制 (英語) コミュニティ・スクール導入の推進	⑤ 教員、事務職員の明確な業務の確立	⑤ 非常勤講師・支援員等の人的配置	⑤ 日直を置かなくてもよい期間の設定・年次有給休暇取得の促進
⑦ 新 「リフレッシュ・デイ」と教育の質の向上	⑦ 共同学校事務室の設置	⑦ 拡 キャリア・プランシートを生かした教師としてのキャリア設計	⑦ 1年単位の變形労働時間制の活用
⑧ 授業時数の整理			
⑨ 校内・校外研修の見直し			

議案第 28 号

静岡市育英条例施行規則の一部改正について

静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 申請の際の市民等の負担を軽減するとともに、行政手続のデジタル化を推進するための第一歩として、静岡市総合運動場条例施行規則等の改正を行ったが、今回更に静岡市育英条例施行規則についても、押印を不要とする等の所要の規定を改正するものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻6053頁
------	-----	-----------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局児童生徒支援課）

1 例規の名称	静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>情報通信技術の発展の状況を踏まえると、市民等の利便性という観点から行政手続のデジタル化を拡充していくことが必要である。しかし、市民等に押印を求めていることが行政手続のデジタル化の障壁の一つとなっている。</p> <p>これまで、本市では市民等が提出すべき書類について、本人確認の観点から押印を求めてきた。</p> <p>しかし、印鑑証明書により印影と文書の名義人の印章の一致を確認することができる実印による押印を除き、押印による本人確認の効果は限定的でありその意味は極めて小さいものと考えられる。</p> <p>このことから、本市では、申請の際の市民等の負担を軽減するとともに、行政手続のデジタル化を推進するための第一歩として、静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年教育委員会規則第2号）等の改正を行ったが（静岡市総合運動場条例施行規則等の一部を改正する規則（令和3年教育委員会規則第5号））、今回更に静岡市育英条例施行規則（平成15年教育委員会規則第43号）についても、押印を不要とする等の所要の規定を改正する必要があるため。</p>
4 施行期日	令和4年4月1日
5 制定改廃の概要	申請書、申込書、届出書その他の一般の方や事業者が市に提出する書面（以下「申請書等」という。）のうち、これに押印することとされているものについて、押印を要しないものとするため、それらの申請書等について定める規則に関し、所要の改正することとした。
6 法的に検討すべき事項	特になし
7 関係する法令・条例等	地方自治法 ほか
8 予算措置等特記事項	特になし

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

静岡市育英条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市育英条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中

「 住 所 「 住 所
本 人 を 本 人 に改め、同様式に(注)
氏 名 ㊟ 」 氏 名 」

として次のように加える。

(注) 保護者及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

様式第6号から様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

様式第15号中

「

氏 名	㊟	貸与総額	円
-----	---	------	---

を

「

氏 名		貸与総額	円
-----	--	------	---

に

改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 保護者及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

改正前

様式第1号(第2条関係)

奨学金貸与申請書

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

本籍地
住 所
本人氏名 ㊟
電 話

本籍地
住 所
保護者氏名 ㊟
電 話
本人との続柄

私は 立 学校 部 科に入学しました
ので、在学中奨学金を貸与くださるよう申請します。

改正後

様式第1号(第2条関係)

奨学金貸与申請書

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

本籍地
住 所
本人氏名
電 話

本籍地
住 所
保護者氏名
電 話
本人との続柄

私は 立 学校 部 科に入学しました
ので、在学中奨学金を貸与くださるよう申請します。

改正前

様式第3号(第2条関係)

奨学生推薦調書

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校長



次のとおり推薦します。

本人	氏名	年 月 日生		
	住所			
	学校名	年度卒業		
教科の学習				
行動及び性格				
健康状態				
出欠状況	出席すべき日数	出席した日数	欠席の主な理由	
	日	日		
総合評定				

改正後

様式第3号(第2条関係)

奨学生推薦調書

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校長

次のとおり推薦します。

本人	氏名	年 月 日生		
	住所			
	学校名	年度卒業		
教科の学習				
行動及び性格				
健康状態				
出欠状況	出席すべき日数	出席した日数	欠席の主な理由	
	日	日		
総合評定				

改正前

様式第4号(第2条関係)

奨 学 金 調 書

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

- 1 奨学金の名称
- 2 奨学金の貸与(給付)を受けているところ
- 3 奨学金の貸与(給付)を受けるようになった年月日
- 4 奨学金の月額

上記のとおり奨学金の貸与(給付)を受けています。

氏 名



改正後

様式第4号(第2条関係)

奨 学 金 調 書

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

- 1 奨学金の名称
- 2 奨学金の貸与(給付)を受けているところ
- 3 奨学金の貸与(給付)を受けるようになった年月日
- 4 奨学金の月額

上記のとおり奨学金の貸与(給付)を受けています。

氏 名

改正前

様式第5号(第2条関係)

誓約書

収入
印紙

年 月 日

(宛先)静岡市教育長
金 円也

住所
本人
氏名 印
住所
保護者
氏名 印
住所
連帯保証人
氏名 印

静岡市奨学生として頭書の金額を 年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円づつ貸与を受け、これを借用するについては、静岡市育英条例の規定を遵守し、市に迷惑を及ぼさないため、後日の証として本書を差し出します。

改正後

様式第5号(第2条関係)

誓約書

収入
印紙

年 月 日

(宛先)静岡市教育長
金 円也

住所
本人
氏名
住所
保護者
氏名 印
住所
連帯保証人
氏名 印

静岡市奨学生として頭書の金額を 年 月 日から 年 月 日までの間、月額 円づつ貸与を受け、これを借用するについては、静岡市育英条例の規定を遵守し、市に迷惑を及ぼさないため、後日の証として本書を差し出します。

(注) 保護者及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書1通を添付してください。

改正前

様式第 6 号(第 2 条関係)

卒 業 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

住 所

本 人

氏 名

住 所

保護者

氏 名

年 月 学校 部 科を卒業しましたのでお届けします。



改正後

様式第 6 号(第 2 条関係)

卒 業 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

住 所

本 人

氏 名

住 所

保護者

氏 名

年 月 学校 部 科を卒業しましたのでお届けします。

改正前

様式第7号(第2条関係)

休学届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本人住所
氏名 印

保護者
氏名 印

次のとおり休学しますのでお届けします。

年 月 日 から

1 休学期間

年 月 日 まで

2 事由

改正後

様式第7号(第2条関係)

休学届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本人住所
氏名

保護者
氏名

次のとおり休学しますのでお届けします。

年 月 日 から

1 休学期間

年 月 日 まで

2 事由

改正前

様式第 8 号(第 2 条関係)

復 学 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本人住所 氏名 住所 氏名

保護者 氏名

次のとおり復学しますのでお届けします。

1 復学期日 年 月 日

2 事 由

3 休学期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

改正後

様式第 8 号(第 2 条関係)

復 学 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本人住所 氏名 住所 氏名

保護者 氏名

次のとおり復学しますのでお届けします。

1 復学期日 年 月 日

2 事 由

3 休学期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

改正前

様式第9号(第2条関係)

退 学 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)
 本人住所 氏名 印
 住所
 保護者 氏名 印
 住所
 連帯保証人 氏名 印

次のとおり退学しましたので奨学金の貸与を辞退いたしたくお届けします。

1 退学期日 年 月 日

2 事 由

改正後

様式第9号(第2条関係)

退 学 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)
 本人住所 氏名
 住所
 保護者 氏名
 住所
 連帯保証人 氏名

次のとおり退学しましたので奨学金の貸与を辞退いたしたくお届けします。

1 退学期日 年 月 日

2 事 由

改正前

様式第 10 号(第 2 条関係)

住 所 等 異 動 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本 人

氏 名 

住 所

保護者

氏 名 

次のとおり

を変更しましたのでお届けします。

1 変更年月日

年 月 日

2 事 由

改正後

様式第 10 号(第 2 条関係)

住 所 等 異 動 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本 人

氏 名

住 所

保護者

氏 名

次のとおり

を変更しましたのでお届けします。

1 変更年月日

年 月 日

2 事 由

改正前

様式第 11 号(第 2 条関係)

奨 学 生 死 亡 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

奨学生

氏 名

住 所

保護者

氏 名

上記の奨学生が死亡しましたから戸籍抄本を添えてお届けします。

- 1 死亡年月日 年 月 日
- 2 死 因



改正後

様式第 11 号(第 2 条関係)

奨 学 生 死 亡 届

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

奨学生

氏 名

住 所

保護者

氏 名

上記の奨学生が死亡しましたから戸籍抄本を添えてお届けします。

- 1 死亡年月日 年 月 日
- 2 死 因

改正前

様式第 12 号(第 2 条関係)

奨学金返還免除申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所
申請者
氏 名 

奨学金の返還の免除を受けたいので、静岡市育英条例第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1 返還の免除を申請する理由

2 免除を受けようとする額

改正後

様式第 12 号(第 2 条関係)

奨学金返還免除申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所
申請者
氏 名

奨学金の返還の免除を受けたいので、静岡市育英条例第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1 返還の免除を申請する理由

2 免除を受けようとする額

改正前

様式第 13 号(第 2 条関係)

奨 学 金 返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所
本 人
氏 名
住 所
保 護 者
氏 名



奨学金の返還の猶予を受けたいので、静岡市育英条例第 17 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 猶予を受けようとする理由
- 2 猶予を受けようとする期間

改正後

様式第 13 号(第 2 条関係)

奨 学 金 返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所
本 人
氏 名
住 所
保 護 者
氏 名

奨学金の返還の猶予を受けたいので、静岡市育英条例第 17 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 猶予を受けようとする理由
- 2 猶予を受けようとする期間

改正前

様式第 14 号(第 3 条関係)

奨 学 金 貸 与 辞 退 願

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本人住所 氏名 印

住所

保護者 氏名 印

住所

連帯保証人 氏名 印

次のとおり奨学金貸与を辞退したいのでお願いします。

1 辞退期日 年 月 日

2 事 由

改正後

様式第 14 号(第 3 条関係)

奨 学 金 貸 与 辞 退 願

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

学校名 (学年)

本人住所 氏名

住所

保護者 氏名

住所

連帯保証人 氏名

次のとおり奨学金貸与を辞退したいのでお願いします。

1 辞退期日 年 月 日

2 事 由

改正前

様式第 15 号(第 4 条関係)

奨学金返還明細書

奨学生番号				卒業学校名			
氏名		印		貸与総額		円	
返還方法	1 年賦	年	円	返還期間	年	月	日
	2 半年賦	月	円		年	月	日
	3 その他	月	円		(年間)		
備考							
本人	現住所	()	電話				
	本籍地						
	勤務先	電話					
	同所在地	()					
保護者	氏名	印		年 月 日 生			
	現住所	()	電話				
	本籍地						
	職業			本人との関係			
連帯保証人	氏名	印		年 月 日 生			
	現住所	()	電話				
	本籍地						
	職業			本人との関係			

改正後

様式第 15 号(第 4 条関係)

奨学金返還明細書

奨学生番号				卒業学校名			
氏名				貸与総額		円	
返還方法	1 年賦	年	円	返還期間	年	月	日
	2 半年賦	月	円		年	月	日
	3 その他	月	円		(年間)		
備考							
本人	現住所	()	電話				
	本籍地						
	勤務先	電話					
	同所在地	()					
保護者	氏名	印		年 月 日 生			
	現住所	()	電話				
	本籍地						
	職業			本人との関係			
連帯保証人	氏名	印		年 月 日 生			
	現住所	()	電話				
	本籍地						
	職業			本人との関係			

(注) 保護者及び連帯保証人の印は実印を押印し、印鑑証明書 1 通を添付してください。

静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和4年4月1日から、静岡市立清水両河内小学校及び静岡市立清水両河内中学校を小中一貫校（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）として位置付けるとともに、その小中一貫校の名称を「静岡市立両河内小中学校」とするため、静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正しようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3巻 6001頁
------	-----	-----------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立小・中学校管理規則						
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止						
3 制定改廃の理由	<p>静岡市立清水両河内小学校及び静岡市立清水両河内中学校を小中一貫校（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校）として位置付けるとともに、その小中一貫校の名称を「静岡市立両河内小中学校」とするため、静岡市立小・中学校管理規則を一部改正する必要がある。</p>						
4 施行期日	令和4年4月1日						
5 制定改廃の概要	<p>(1) 第57条の2の表に次の学校名を加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学校</th> <th style="width: 50%;">小中一貫校の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡市立清水両河内小学校</td> <td rowspan="2">静岡市立両河内小中学校</td> </tr> <tr> <td>静岡市立清水両河内中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。</p>		学校	小中一貫校の名称	静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校	静岡市立清水両河内中学校
学校	小中一貫校の名称						
静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校						
静岡市立清水両河内中学校							
6 法的な検討事項							
7 関係する法令・条例等	学校教育法施行規則第79条の9						
8 予算措置等特記事項	<p>(1) 令和2年度決算額 31,460千円（実施設計）</p> <p>(2) 令和3年度当初予算 181,800千円（既存校舎改修等）</p> <p>(3) 継続費 普通教室等建設 481,000千円 （令和3年度384,800千円、令和4年度96,200千円）</p> <p>(4) 令和4年度当初予算にて計上予定 53,801千円</p> <p>(5) 第3次総合計画・分野別計画5子ども・教育「(仮称)両河内小中一貫建設事業」にて位置付け</p>						

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第57条の2の表中

「

静岡市立大川中学校		を
-----------	--	---

」

「

静岡市立大川中学校		に
静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校	
静岡市立清水両河内中学校		

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）																								
<p>第6章の2 小中一貫校（第57条の2） （通称）</p> <p>第57条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、省令第79条の9に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫校」という。）とし、その小中一貫校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p>	<p>第6章の2 小中一貫校（第57条の2） （通称）</p> <p>第57条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、省令第79条の9に基づく中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫校」という。）とし、その小中一貫校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 667 674 722">学校</th> <th data-bbox="676 667 1104 722">小中一貫校の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 724 674 836">静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校</td> <td data-bbox="676 724 1104 836">静岡市立大河内小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 837 674 949">静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校</td> <td data-bbox="676 837 1104 949">静岡市立梅ヶ島小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 951 674 1062">静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校</td> <td data-bbox="676 951 1104 1062">静岡市立玉川小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1064 674 1176">静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校</td> <td data-bbox="676 1064 1104 1176">静岡市立井川小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1177 674 1289">静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校</td> <td data-bbox="676 1177 1104 1289">静岡市立大川小中学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校	小中一貫校の名称	静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校	静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市立梅ヶ島小中学校	静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校	静岡市立玉川小中学校	静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校	静岡市立井川小中学校	静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校	静岡市立大川小中学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 667 1570 722">学校</th> <th data-bbox="1572 667 2000 722">小中一貫校の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 724 1570 836">静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校</td> <td data-bbox="1572 724 2000 836">静岡市立大河内小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 837 1570 949">静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校</td> <td data-bbox="1572 837 2000 949">静岡市立梅ヶ島小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 951 1570 1062">静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校</td> <td data-bbox="1572 951 2000 1062">静岡市立玉川小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1064 1570 1176">静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校</td> <td data-bbox="1572 1064 2000 1176">静岡市立井川小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1177 1570 1289">静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校</td> <td data-bbox="1572 1177 2000 1289">静岡市立大川小中学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校	小中一貫校の名称	静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校	静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市立梅ヶ島小中学校	静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校	静岡市立玉川小中学校	静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校	静岡市立井川小中学校	静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校	静岡市立大川小中学校
学校	小中一貫校の名称																								
静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校																								
静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市立梅ヶ島小中学校																								
静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校	静岡市立玉川小中学校																								
静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校	静岡市立井川小中学校																								
静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校	静岡市立大川小中学校																								
学校	小中一貫校の名称																								
静岡市立大河内小学校 静岡市立大河内中学校	静岡市立大河内小中学校																								
静岡市立梅ヶ島小学校 静岡市立梅ヶ島中学校	静岡市立梅ヶ島小中学校																								
静岡市立玉川小学校 静岡市立玉川中学校	静岡市立玉川小中学校																								
静岡市立井川小学校 静岡市立井川中学校	静岡市立井川小中学校																								
静岡市立大川小学校 静岡市立大川中学校	静岡市立大川小中学校																								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1297 1570 1345">静岡市立清水両河内小学校</td> <td data-bbox="1572 1297 2000 1345">静岡市立両河内小中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1347 1570 1394">静岡市立清水両河内中学校</td> <td data-bbox="1572 1347 2000 1394"></td> </tr> </tbody> </table>	静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校	静岡市立清水両河内中学校																					
静岡市立清水両河内小学校	静岡市立両河内小中学校																								
静岡市立清水両河内中学校																									

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の制定について

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 平成 28 年 9 月に策定した「静岡市立小・中学校適正規模・適正配置方針」を改定するにあたり、教育分野に関し優れた識見を持つ者や地域団体代表、保護者代表、市民代表及び小・中学校長等の関係する者の意見を広く聴取するための附属機関の設置が必要とされるため、静岡市附属機関設置条例第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき制定するものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
------	-----	------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>これまで本市の小・中学校適正規模・適正配置においては、平成24年10月に教育委員会からの諮問を受けた「静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会」から「静岡市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方及び具体的方策」について答申がなされた。その後、平成28年2月に「静岡型小中一貫教育推進方針」を策定した中で、学校の適正規模・適正配置の取組を加速するための、基本的な考え方や取組の進め方等を示す方針として平成28年9月に「静岡市立小・中学校適正規模・適正配置方針」を策定した。</p> <p>今回、この方針を改定するにあたり、教育分野に関し優れた識見を持つ者や自治会等の地域団体代表、保護者代表、市民及び小・中学校校長等の関係する者の意見を広く聴取するため附属機関の設置が必要とされる。</p> <p>ただし、この「静岡市立小・中学校適正規模・適正配置方針」は、本市総合計画に合わせて8年ごとに改定を行うことを想定しており、設置された附属機関の開催時期は方針改定の前年度に限定されることから、静岡市附属機関設置条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき、臨時的事務を処理するための附属機関を設置し、必要な細目を定める必要がある。</p>
4 施行期日	令和4年4月1日
5 制定改廃の概要	<p>(1) 「静岡市立小・中学校適正規模・適正配置方針」を改定するにあたり、臨時的事務を処理するための附属機関を設置することとした。(第1条関係)</p> <p>(2) 附属機関の名称を「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会」と称することとした。(第2条関係)</p> <p>(3) 所掌事務を①静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定について調査審議すること、②静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定に関し、教育委員会に意見を述べること、とすることとした。(第3条関係)</p>

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
		<p>(4) 附属機関の委員を①教育分野に関し優れた識見を有する者、②町内会、自治会その他地縁による団体の代表者、③市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者の代表する者、④市民、⑤市立の小学校及び中学校の校長から構成することとした。(第4条関係)</p> <p>(4) 委員の任期等を委嘱の日から令和5年3月31日までと定めることとした。(第5条関係)</p> <p>(5) 会長を定めることとした。(第6条関係)</p> <p>(6) 会議を定めることとした。(第7条関係)</p> <p>(7) この規則は、施行の日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失うこととした。</p>
6 法的な検討事項		静岡市附属機関設置条例との整合
7 関係する法令・条例等		静岡市附属機関設置条例第2条第4項
8 予算措置等特記事項		<p>(1) 令和4年度当初にて計上済み 380千円(報酬等)</p> <p>(2) 第3次総合計画・分野別計画 5子ども・教育「市立小・中学校適正規模・適正配置の推進」にて位置付け</p>

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定について調査審議すること。
- (2) 静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針の改定に関し、教育委員会に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 教育分野に関し優れた識見を有する者
- (2) 町内会、自治会その他地縁による団体の代表者
- (3) 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者
- (4) 市民
- (5) 市立の小学校及び中学校の校長

3 教育長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 附属機関に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 会長は、附属機関の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

○静岡市附属機関設置条例

平成30年3月20日

条例第17号

改正 平成30年12月13日条例第79号

平成31年3月20日条例第5号

令和3年3月11日条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要であると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、

議案第31号

静岡市教育委員会公印規則の一部改正について

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年度末をもって、清水中河内小学校、清水西河内小学校、清水和田島小学校の3校が、清水両河内小学校に統合されること、また、令和3年度中に文化財資料館が閉館したことから、令和4年度組織機構の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3 巻 5750 頁
------	-----	-------------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	令和3年度末をもって、清水中河内小学校、清水西河内小学校、清水和田島小学校の3校が、清水両河内小学校に統合されること、また、令和3年度中に文化財資料館の閉館したことから、令和4年度組織機構の改正に伴い、所要の改正を行うものである。
4 施行期日	令和4年4月1日
5 制定改廃の概要	(1) 別表第1及び別表第2中「学校長印」の個数を131から129に変更することとした。(第4条関係) (2) 別表第1中「文化財資料館運営委員会委員長印」を削除することとした。(第4条関係) (3) (2)の改正等に伴い、ひな形を変更することとした。(第4条関係) (4) この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。
6 法的に検討すべき事項	
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号） ・ 静岡市文化財資料館条例（平成15年静岡市条例第282号）

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	131	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

を

」

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	129	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

に、

」

「

文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長
文化財資料館運営委員会委員長印	7	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長

を

」

「

文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長
-------------	---	-----	-----	-----	---	--------------

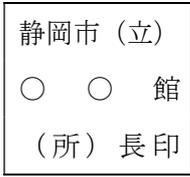
に

」

改め、別表第1の2ひな形中

「

5

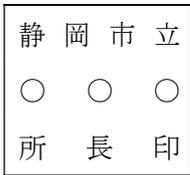


を

」

「

5



に、

」

「

7



を

」

「

7



に改める。

」

別表第2の1専用公印の表中

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	131	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

を

」

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	129	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	------------------------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1一般公印の改正規定中文化財資料館運営委員会委員長印に係る部分及び別表第1の2ひな形の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
【第1条～第7条】（略）	【第1条～第7条】（略） <u>附 則</u> <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1一般公印の改正規定中文化財資料館運営委員会委員長印に係る部分及び別表第1の2ひな形の改正規定は、公布の日から施行する。</u>

【別記1】

現行

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者
教育委員会印	1	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長
教育長印	3	てん書	正方形	方20	1	教育総務課長
教職員課長印	4	てん書	正方形	方18	1	教職員課長
学校教育課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校教育課長
学校給食課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
学校給食センター所長印	5	てん書	正方形	方18	10	各学校給食センター所長
学校長印	6	てん書	正方形	方18	131	各校長
小学校及び中学校通学区域審議会委員長印	7	てん書	正方形	方18	1	児童生徒支援課長
学校給食センター運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長
文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長
<u>文化財資料館運営委員会委員長印</u>	<u>7</u>	<u>てん書</u>	<u>正方形</u>	<u>方18</u>	<u>1</u>	<u>観光交流文化局文化財課長</u>
登呂博物館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	登呂博物館長

芹沢銚介美術館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	芹沢銚介美術館長
スポーツ推進審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局スポーツ振興課長
自然の家運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長
図書館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	中央図書館長

1

静岡市
教育委員会印

2

削除

3

静岡市
教育委員会
教育長印

4

静岡市
教育委員会
事務局
〇〇課長印

5

静岡市(立)
〇〇館
(所)長印

6

静岡市立
〇〇〇
学校長印

7

静岡市(立)
〇〇会
委員長印

8

静岡市
社会教育
委員会印

9

静岡市(立)
〇〇会
会長印

改正後（案）

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者
教育委員会印	1	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長
教育長印	3	てん書	正方形	方20	1	教育総務課長
教職員課長印	4	てん書	正方形	方18	1	教職員課長
学校教育課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校教育課長
学校給食課長印	4	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
学校給食センター所長印	5	てん書	正方形	方18	10	各学校給食センター所長
学校長印	6	てん書	正方形	方18	129	各校長
小学校及び中学校通学区域審議会委員長印	7	てん書	正方形	方18	1	児童生徒支援課長
学校給食センター運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	学校給食課長
社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長
文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長
登呂博物館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	登呂博物館長
芹沢 ^銈 介美術館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	芹沢 ^銈 介美術館長
スポーツ推進審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局スポーツ振興課長

自然の家運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長
図書館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	中央図書館長

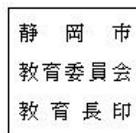
1



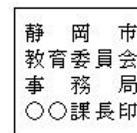
2

削除

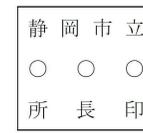
3



4



5



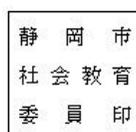
6



7



8



9



【別記2】 (略)

【別記3】

現行

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法(ミリメートル)	個数	保管者	用途
教育委員会印	1	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育委員会印	5	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務用
教育長印	2	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長	教育委員会が教育長に委任する事務（他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用
教育長印	6	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務のうち、教育委員会が教育長に委任する事務用
教育長印	3	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	学校教育課長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、特別支援学校の区域外就学、特別支援学級、通級指導及び幼児言語教室に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	児童生徒支援課長	教育委員会が教育長に委任する事

							務のうち、学齢簿、区域外就学、就学援助及び奨学金に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	教育センター所長	教育委員会が教育長に委任する事務のうち、後援名義、教員研修及び教育実践推進校の指定に関する事務用
学校長印	4	てん書	正方形	方30	<u>131</u>	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰状及び感謝状用

改正後（案）

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数	保管者	用途
教育委員会印	1	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育委員会印	5	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務用
教育長印	2	てん書	正方形	方21	1	教育総務課長	教育委員会が教育長に委任する事務（他の専用公印の用途に定められたものを除く。）用
教育長印	6	てん書	正方形	方21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に補助執

							行させる事務のうち、教育委員会 が教育長に委任する事務用
教育長印	3	てん書	正方形	方30	1	教育総務課長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	学校教育課長	教育委員会が教育長に委任する事 務のうち、特別支援学校の区域外 就学、特別支援学級、通級指導及 び幼児言語教室に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	児童生徒支援課長	教育委員会が教育長に委任する事 務のうち、学齢簿、区域外就学、 就学援助及び奨学金に関する事務 用
教育長印	7	てん書	正方形	方21	1	教育センター所長	教育委員会が教育長に委任する事 務のうち、後援名義、教員研修及 び教育実践推進校の指定に関する 事務用
学校長印	4	てん書	正方形	方30	<u>129</u>	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、表彰 状及び感謝状用

【別記4】（略）

議案第32号

静岡市教育センター処務規則の一部改正について

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月11日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和4年度組織機構改正に伴い、企画係を管理係と研修第1係へ再編することから、所要の改正を行うものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3 巻 5810 頁
------	-----	-------------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	令和4年度組織機構改正に伴い、教育センター全体の統制機能を高めるため、企画係を管理係と研修第1係へ再編することから、所要の改正を行うものである。
4 施行期日	令和4年4月1日
5 制定改廃の概要	(1) 教育センターの組織として、「企画係」を「管理係」と「研修第1係」に分割し、これに伴い、「研修係」を「研修第2係」へ係の名称を変更する。(第2条関係) (2) この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。
6 法的に検討すべき事項	
7 関係する法令・条例等	

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育センター処務規則の一部を改正する規則

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中 「企画係
研修係」 を 「管理係
研修第1係
研修第2係」 に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市教育センター処務規則（平成17年静岡市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>【第1条】（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 教育センターに所長及び所長補佐を置く。</p> <p>2 教育センターに、次に掲げる係及び室を設け、係に係長を、室に室長を置く。</p> <p><u>企画係</u></p> <p><u>研修係</u></p> <p>学校図書館支援室</p> <p>情報教育支援室</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、教育センターに参事、主幹、副主幹及び主査を置くことができる。</p> <p>4 所長、参事、所長補佐、主幹、係長、室長、副主幹及び主査は、職員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>【第3条～第9条】（略）</p> <hr/>	<p>【第1条】（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 教育センターに所長及び所長補佐を置く。</p> <p>2 教育センターに、次に掲げる係及び室を設け、係に係長を、室に室長を置く。</p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>研修第1係</u></p> <p><u>研修第2係</u></p> <p>学校図書館支援室</p> <p>情報教育支援室</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、教育センターに参事、主幹、副主幹及び主査を置くことができる。</p> <p>4 所長、参事、所長補佐、主幹、係長、室長、副主幹及び主査は、職員のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>【第3条～第9条】（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>